

摂津市地域公共交通計画推進支援委託  
仕様書

1. 業務目的

本市は、摂津市地域公共交通計画（以下「計画」という。）に掲げた将来像「誰もが気軽に出かけられ、はたらき、暮らせるふらっとなまち」を目指し、各施策を推進していくこととしている。計画期間は令和7年度から5年間で、毎年度進捗管理・評価を実施し、5年後に改訂を予定している。

本業務は、計画開始から2か年において、本市の特性や計画策定までの経過等を踏まえ、施策の具体化や実施に必要な専門的知見をもって総合的にコンサルティングし、計画に位置付けた各施策の推進を支援するものである。

特に「公共施設巡回バス（セッピー号）及び市内循環バスにおける運行形態の見直し」はメイン施策であり、令和9年度の実証運行に向けて着実に進める必要があるため、丁寧なニーズ把握や、関係者調整等を効果的かつ効率的に行うものである。

2. 委託期間

契約の締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務内容（※2か年にかけての業務とする。ただし単年度の場合【】内に記載。）

(1) 計画準備 【令和7年度】

計画における施策推進支援にあたり、履行期間・作業内容・実施工程を含めた「業務計画書」を作成する。

なお、業務計画書は、計画に位置付けた施策を着実に推進するため、過年度の摂津市公共交通あり方検討会や摂津市地域公共交通協議会での検討経過、学識経験者の助言等を踏まえたものとする。

(2) 公共施設巡回バス（セッピー号）の運行形態見直し（施策1-1）に係る支援

① 利用実態の把握・分析、課題整理 【令和7年度】

公共施設巡回バス（以下「セッピー号」という。）の運行状況や利用実態、収支状況等を整理するとともに、利用者属性や主要目的地施設の分布等、特性を把握し、現状の問題点や課題について分析・整理すること。

② 地域ワークショップの実施

セッピー号に対する地域住民の課題意識などを把握するとともに、効果的かつ幅広い意見聴取が可能となる地域ワークショップの開催・運営を支援すること。また、開催に伴う事前準備として住民への説明なども併せて検討し、対応を行うこ

と。なお、ワークショップで出た意見等を取りまとめ、整理すること。ワークショップは2か年で計4回程度を想定する。

### ③ 運行形態見直し案の検討

現状の運行内容や課題を踏まえるとともに、市全体の交通体系を踏まえたセッピー号のルート案や停留所位置、運行方法等を検討し、運行内容ごとに、使用車両やその調達方法について調査すること。また、必要となるイニシャル費用やランニング費用について概算し、将来に向けて運行維持を図っていくための予算調達方法などについて調査・整理すること。なお、検討にあたっては、既存公共交通との役割の明確化や、鉄道・路線バスへの乗り継ぎのほか、店舗等と連携した公共交通全体の利用促進（施策5-3）にもつながるなど、現状の規模にとらわれず、既存の輸送資源（医療機関による送迎など）や公共交通を取り巻く環境を踏まえた適切な内容とすること。

また、検討した運行内容については、関係する交通事業者や地域の関係者等との調整を行うこと。

### ④ ロードマップの作成

セッピー号の見直し実現に向け、運行内容の検討や関係者調整、その他関連事業等を考慮したスケジュールを整理し、見直しまでの進め方を含めたロードマップを作成すること。また、作成したロードマップは、検討・調整状況を踏まえて適宜更新することとし、本市と認識共有を図ること。

### ⑤ 実証運行計画の作成 【令和8年度】

運行形態見直し案やロードマップ、関係者との調整状況などを踏まえ、運行形態の見直し実現に向けた実証運行等の手法、内容について検討すること。実現に向けて必要な運行内容や打ち出し方、必要性を検証するためのデータ及びその調査方法などを整理し、実証運行計画としてとりまとめること。

## (3) 地域公共交通計画における施策の推進支援

### ① 市内循環バスの見直し検討（施策1-1）

現状の市内循環バスの運行状況や利用実態、収支状況等を整理するとともに、利用者属性や主要目的地施設の分布等、特性を把握し、現状の問題点や課題について分析・整理のうえ、それらの課題を踏まえた運行見直し案を検討すること。また、必要に応じ、セッピー号の運行形態見直しと一体的な検討を行うこと。なお、検討にあたっては、既存公共交通との役割の明確化や、鉄道・路線バスへの乗り継ぎのほか、店舗等と連携した公共交通全体の利用促進（施策5-3）にもつながるなど、

現状の規模にとらわれず、既存の輸送資源（医療機関による送迎など）や公共交通を取り巻く環境を踏まえた適切な内容とすること。

② バス待ち環境の確保・改善（施策5-2）

路線バスやセッピー号、市内循環バス等の待合環境の向上に向け、市内の鉄道駅周辺や主要な停留所などでの待合環境の実態を調査し、課題を整理すること。それらの改善策について、他地域の事例などを調査したうえで検討し、バス待ち環境整備の候補地を抽出、関係者協議・調整に必要な資料作成等を実施すること。

③ 公共交通マップ作成（施策5-1）

市内の公共交通に関する情報を一元的に発信することのできるマップを作成すること。マップ作成にあたっては、市内の事業所や商業施設等との連携も見据えたものとする。

④ その他施策推進に係る支援

事業所等へのモビリティマネジメントの実施や、タクシー乗り場設置の検討等に関し、計画期間を見据え、令和7～8年度にコンサルティング業務として必要な検討や情報収集を、市と協議のうえ決定・実施すること。

(4) 国庫等補助制度の活用に係る支援

施策実施にあたり、国庫等の補助制度について情報収集を行い活用等の提案を行うこと。なお、市が補助金の交付申請するにあたり、提出書類の作成等支援を行うこと。

(5) 計画及び施策推進状況の評価

地域公共交通計画に位置付けた評価体制や評価指標に基づき、計画及び各施策の推進状況について評価を行うこと。評価にあたって必要なデータを取得し、整理・分析を行うこと。

(6) 協議会等開催支援

協議会及びその下部に設置している分科会を開催するにあたっての必要資料の作成、印刷、機材準備、議事録作成等の運営支援を行うこと。なお、協議会等は2か年で計6回程度を想定している。

(7) 関係者調整資料作成

地域公共交通計画に位置付けた施策の推進や計画評価等の実施について、関係者

と協議・調整するための資料作成を行うこと。なお、関係者調整は学識者や交通事業者、市民、近畿運輸局大阪運輸支局、摂津市商工会等を想定し、2か年で計20回程度を見込む。

(8) 成果物

成果物は次のとおりとする。なお、令和7年度末には中間報告として成果物を提出すること。

- ① 報告書一式（A4版、キングファイル綴じ製本）2部
- ② 電子データ（報告書を収めたもの、CD-R、ラベル印刷）2部
- ③ その他監督職員が指示するもの

以上